

抗夫組合、益繼九州聯合會、益繼福岡縣聯合會等に在りては  
争議團の純曲なる辭通により直接の指導はなさざりしも連日  
本部を勵れ激勵するところあつた。

かゝる情勢を繼續せしむるに於ては漸次悪化するを以て所轄  
折尾署は裏面より警告を發し門司鐵道局は組合の組織を許さ  
ざる方針にあり現在提出の要求を固持するは徒らに争議を延  
引するのみなること説示し一應要求書の撤回をなし改め  
て要求書を提出する様修途し七月二日午前十時より集會所  
に於て第二回の會見をなしたる處容易に解決せざりしが徹晝  
協議を續けたる結果翌三日朝六時頃漸く左記條件にて解決し  
たのである。

四、解決事項

1、公休は一箇月一日とし前月皆勤者は別に一日を附與し公

休手当を支給す

但し其の手当金額は其の月の賣上歩合金の平均一日分  
とし重疊を限度とすること

2、制服費は一箇年夏服一着、冬服一着分を支給すること

但アイスクリーム販賣者に限り夏上衣一枚分を別に支給  
す

3、平均手当を支給すること

4、歩合金は其の驛現在の甲合せ歩合金の百分の八を増す

5、住込人の待遇改善は各店毎に交渉すること

6、退職手当は支給方七月十五日迄考慮す

7、七月、十二月の費與は支給す其の金額は既往六箇月總賣  
上歩合金の平均一箇月分の二割五分を總額として勤務年  
限及成績に依り増額すること